

順守事項 (南伊勢ワークスペースの設置及び管理に関する条例施行規則 第9条)

- (1) 申請書に記載した利用目的以外に使用しないこと。
- (2) 利用時間を厳守すること。
- (3) 許可を受けていない施設等を使用しないこと。
- (4) 火気の取り扱いに細心の注意を払うとともに、備え付けの備品を適切に取り扱うこと。
- (5) ワークスペース内で喫煙しないこと。
- (6) 町の許可なく物品の販売、寄附の要請、その他これに類する行為を行わないこと。
- (7) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為を行わないこと。
- (8) ワークスペースの利用を終えたときは、直ちに当該施設を原状に回復すること。
- (9) 使用後は清掃を行うとともにごみは、原則持ち帰ること。
- (10) 施設又は備品等を破損若しくは汚損又は紛失したときは、直ちにその旨を町長に届け出て、その指示に従うこと。
- (11) 周辺、他の利用者に迷惑を及ぼす行為などワークスペースの利用にふさわしくない行為を行わないこと。
- (12) その他町長の指示に従うこと。